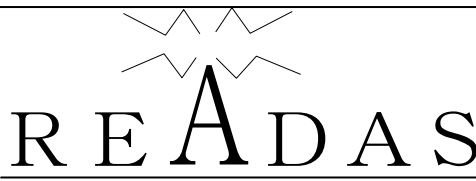


第 4867 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2013年)平成25年 12月 3日 火曜日
----------------	--	---

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ みなし配当課税の特例の改正

Q：みなし配当に対する課税の特例が、改正されたようですが、どのような内容なのでしょうか？

A：配当所得とならず譲渡所得になるという特例の対象者が拡大されました。

【解説】

個人が非上場株式を発行法人に譲渡した場合、売却価額のうちその株式に対応する資本金等の額を超える部分については「配当所得」とみなして課税されますが、相続又は遺贈により財産を取得して相続税を課税された個人が、相続開始の日の翌日以後3年以上を経過する日までの間に、その相続税の対象になった非上場株式をその発行会社に譲渡した場合には、配当所得とみなさずに譲渡所得として取り扱われる特例があります。

配当所得となると総合課税になりますし、譲渡所得となりますと株式の分離課税になりますので、場合によっては、税負担がかなり変わってしまうことがあります。

平成25年度の税制改正では、この適用対象となる対象者が拡大され、次の者も適用が受けられることとなりました。

- ①相続時精算課税の適用を受けた者
- ②死亡保険金や退職手当金等のみなし相続財産を相続等で取得したとみなされた者
- ③相続開始前3年以内に贈与により取得した財産で相続等で取得したとみなされた者
- ④事業承継税制により贈与税の納税を猶予された贈与により財産を取得した経営承継受贈者

